

地 域 に 貢 献

Silver Powerが街を元気にします

シルバー人材センター事業概要



社団法人 島根県シルバー人材センター連合会

Active Aging（活力ある高齢化）を実現するシルバー人材センター事業

『Active Aging（アクティブエイジング）¹』は「高齢者は扶養されるべき」との旧来の発想から、「高齢者が長年にわたって培ってきた知識・経験を活用し、働くことを通じて高齢者の希望や能力を活かす社会」へと転換を図ることを意味しています。

全国一高齢化が進む島根県においても、高齢者が住みなれた地域で、健康で自立し地域の担い手として充実した生活を送ることが望まれています。

シルバー人材センター事業は、まさに『Active Aging』を体現するものとして、歴史的にも世界的にも例をみないユニークな事業で、島根県はもとより全国に広がっています。



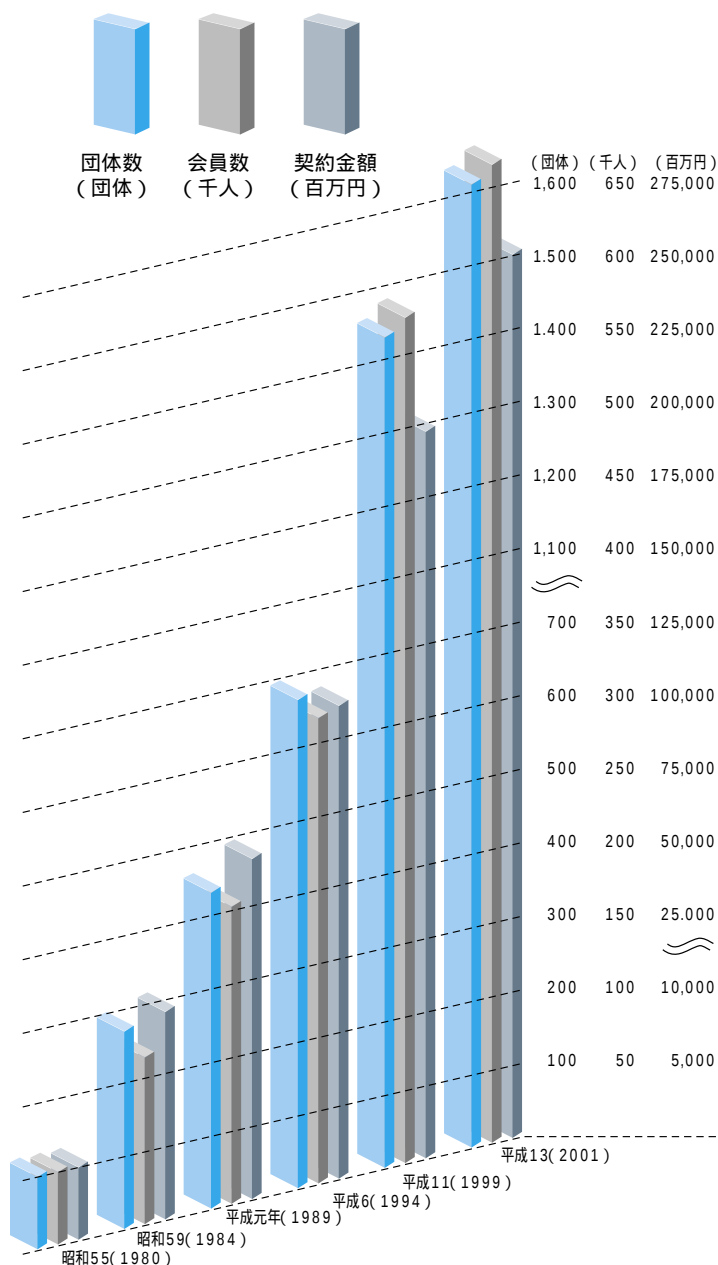
シルバー人材センター事業の沿革

- 昭和50年2月
シルバー人材センターの前身「高齢者事業団」が東京都江戸川区に誕生。
- 昭和55年4月
シルバー人材センターに対する国の補助制度創設。
- 昭和57年7月
(社)全国シルバー人材センター協議会(現事業協会)設立。
- 昭和61年4月
「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下「高齢法」と略)が公布され、シルバー人材センター事業が法制化。同10月施行。
- 平成8年10月
高齢法の一部改正施行、シルバー人材センター連合制度の創設。
- 平成12年10月
高齢法の一部改正施行、シルバー人材センター会員の就業範囲が拡大。

¹Active Aging(活力ある高齢化)

1997年6月のデンバーサミットにおいて、先進諸国が共通にかかえる高齢化問題に対応し、経済社会の活力を維持するために基本概念が提起され、各国間で協力しながら高齢者の雇用・就業対策に積極的に取り組むことが合意されました。

●シルバー人材センター事業の推移(団体数、会員数、契約金額)

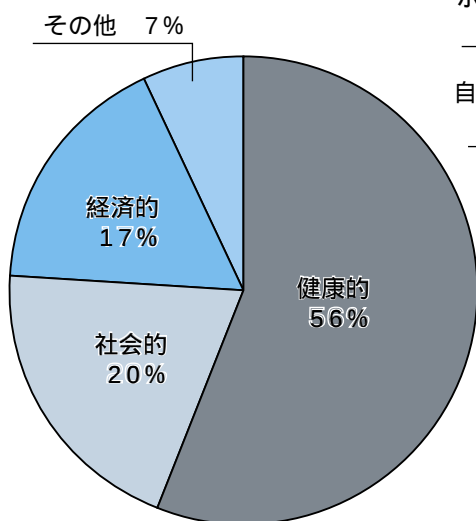


人生 80 年の時代。趣味・ボランティア・学習・仕事等々、生涯にわたってなんらかの社会参加を希望する高齢者が増えています。

高齢者が自らの意思により、働くことを通じて社会参加をはかることができる、それがシルバー人材センターです。

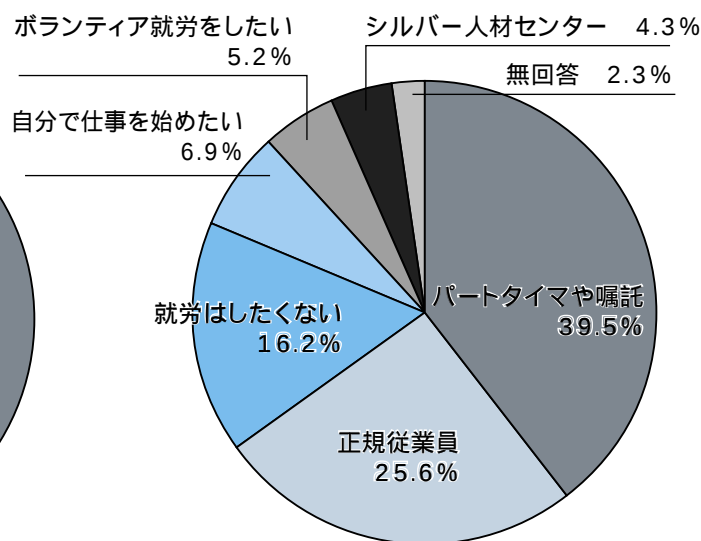
会員の入会動機(%)

資料出所:平成13年度全シ調べ



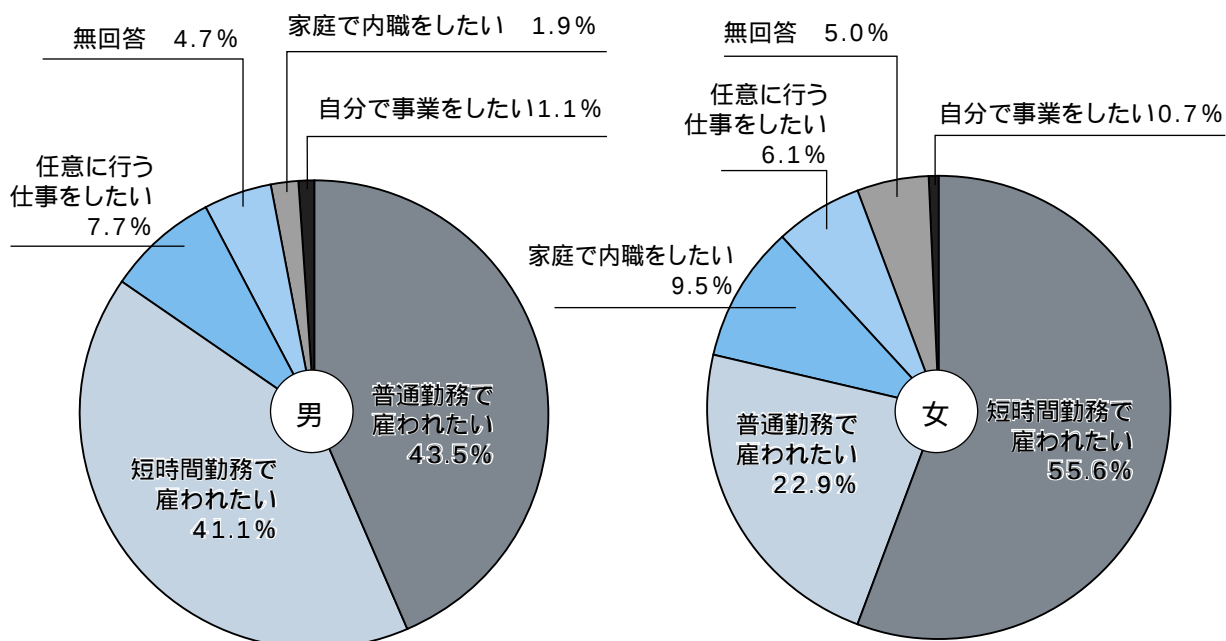
中高年者の60歳代前半期に希望する働き方(%)

資料出所:平成13年度「ミレニアム・プロジェクト研究」(日本労働研究機構)



高齢者の希望する就業形態(%)

資料出所:平成12年度「高齢者就業実態調査」(厚生労働省)



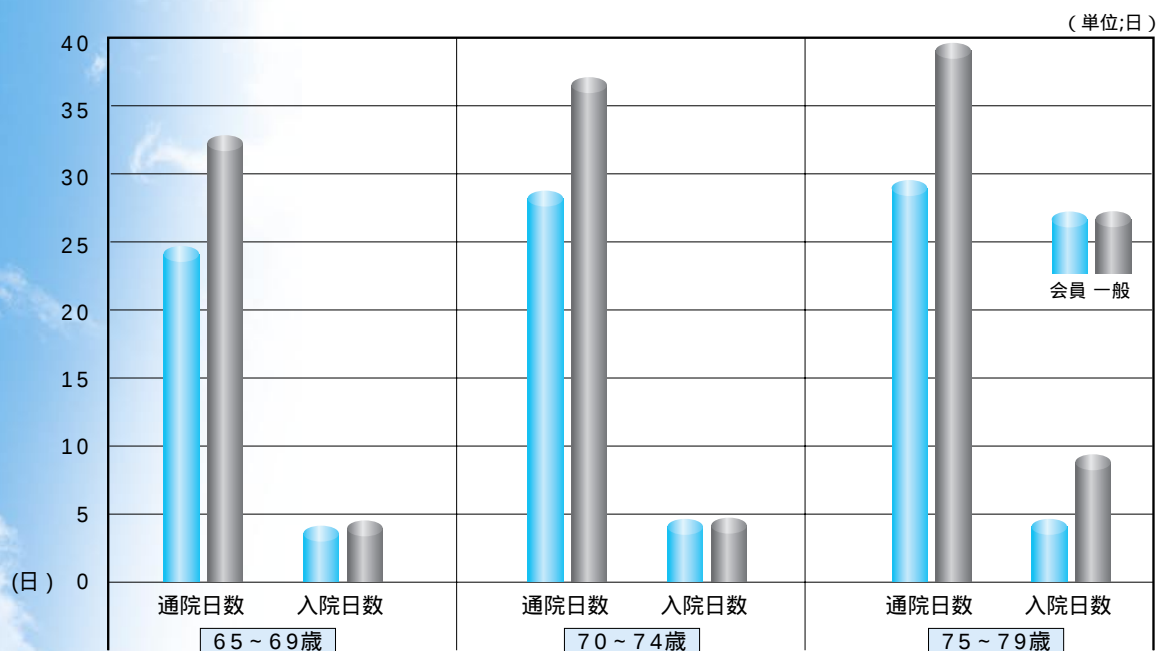
自分にあった適度な仕事をしている高齢者は、心身ともに健やかな生活を過ごしています。

働くことによって生きがいを得ているシルバー人材センターの会員は、一般の高齢者に比べ通院および入院日数も短くなっています。

1人当りの老人医療費をみても、全国平均の64万円に比べてシルバー人材センター会員は22.5万円という調査報告もあり、社会保障費の節約にもつながり医療財政にも大きく貢献しているといえます。



● 年齢階層別被保険者 1人当たり通院・入院日数



「シルバー人材センター会員等の健康保持に関する基礎調査研究報告書」(全シ協平成10年3月)

シルバー人材センター事業のしくみ

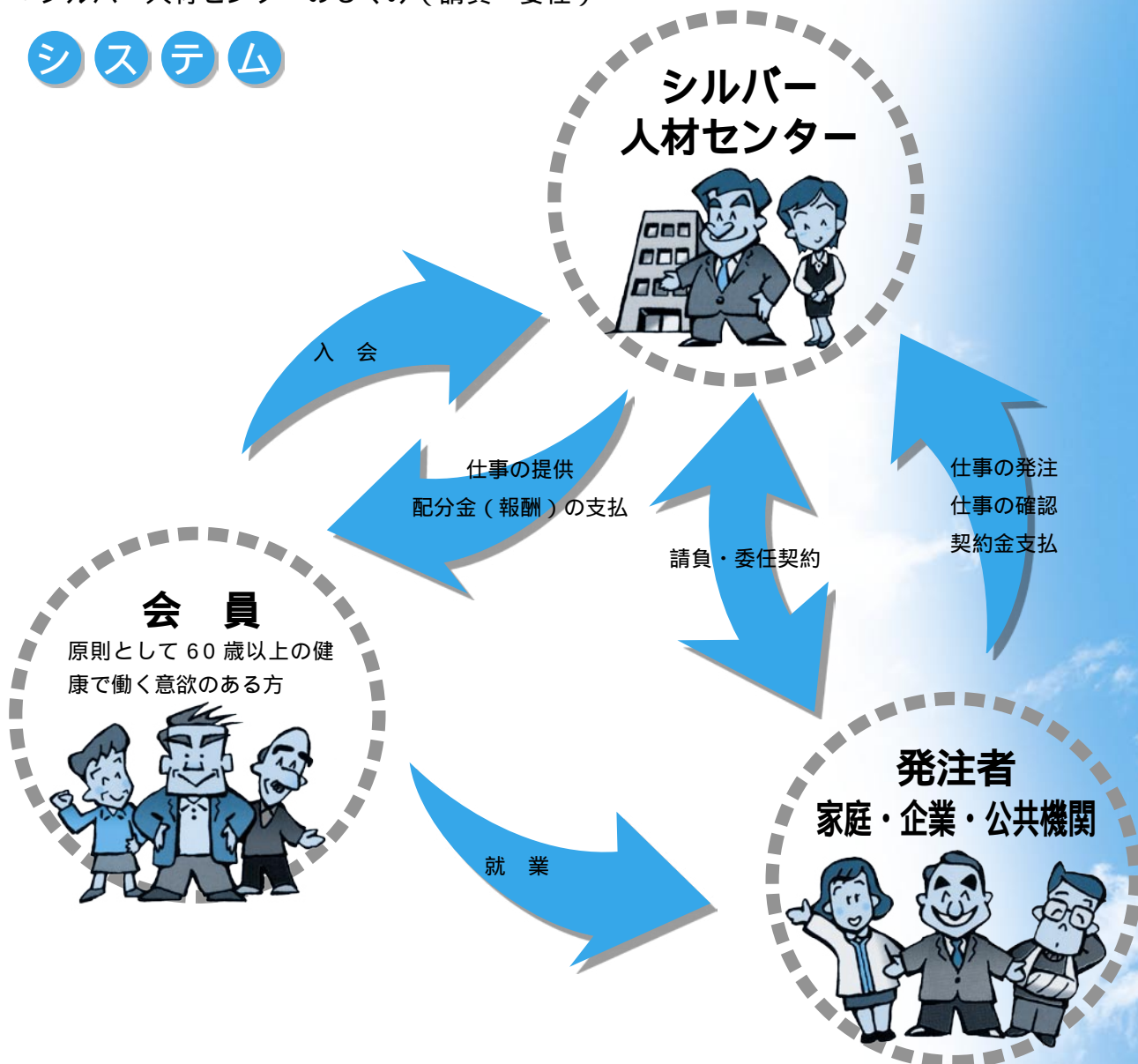
シルバー人材センターは、高齢者が長年培った知識・経験・技能を活かし、働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献することを主たる目的として、自主的に参加して組織する団体で、健康で働く意欲のある原則として60歳以上の高齢者なら誰でも参加できることとなっています。

そして、地域社会に密着した「臨時的かつ短期的、又はその他の軽易な業務」に係る仕事を、企業・家庭・公共団体等から請負・委任により引き受け、高齢者(会員)に対してその希望・能力に応じて提供します。

またこの他に、臨時的・短期的な雇用による就業等を希望する高齢者に対して、無料の職業紹介事業を行っています。

●シルバー人材センターのしくみ（請負・委任）

シ ス テ ム



センターが引き受ける仕事



シルバー人材センター事業の法的位置づけ

シルバー人材センター事業は、昭和 61 年 10 月に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」²（昭和 46 年法律第 68 号）で法的に位置づけられ、国や地方公共団体に対しては、高年齢者に対する就業機会の確保等について必要な措置を講ずることに努めることなどが明確に定められました。（法第 45 条）

そして、これを具現化するものとして、シルバー人材センターの指定及び業務について定められています。（法第 46 条、第 47 条）

また、国（厚生労働省）においては、高齢者雇用就業対策の基本方針を策定し、高齢者のための総合的な対策を推進しており、シルバー人材センター事業もその中に位置づけられています。



2 関係法令等 12 ページ参照

平成 15 年度高齢者雇用就業対策の体系

知識、経験を活用した 65 歳までの雇用の確保

- 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の促進
- ・ 公共職業安定所による事業主への指導及びきめ細かな相談・援助
- ・ 地域の経済団体と連携した高年齢者の職域開発の推進及び 65 歳までの継続雇用制度の導入比率の上昇に向けた指導・援助の強化
- ・ 高年齢者等雇用安定センターによる高年齢者雇用アドバイザーを活用した相談・援助等（総合的雇用環境整備推進事業（ジャンプ 65 推進事業））
- ・ 定年の引上げ、継続雇用制度の導入を行った事業主に対する助成措置（継続雇用定着促進助成金）
- 高年齢労働者に対する支援（高年齢雇用継続給付）

中高年齢者の再就職の援助・促進

- 定年退職者及び離職を余儀なくされる中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する指導・援助
- ・ 事業主による離職予定中高年齢者に対する在職中の支援の促進（再就職援助計画制度の普及、活用の促進）
- ・ 高年齢者等雇用安定センターにおける再就職支援コンサルタントを活用した相談・援助活動等（総合的雇用環境整備推進事業（ジャンプ 65 推進事業））
- ・ 離職予定中高年齢者の再就職の援助を行う事業主等に対する助成措置（在職者求職活動支援助成金）
- ・ 企業グループ内の中高年齢者を受け入れる事業主に対する助成措置（移動高年齢者等雇用安定助成金）
- 公共職業安定所等における職業相談・職業紹介
- ・ 専門援助部門等によるきめ細かい相談・援助
- ・ 市町村と共同運営する高年齢者職業相談室による高齢者福祉サービスと連携した相談・援助
- 求人における年齢制限の緩和に向けた指導・啓発
- 公共職業安定所、民営職業紹介事業者を通じた高齢者の雇入れの促進（特定求職者雇用開発助成金）
- 中高年齢者トライアル雇用事業の推進
- 中高年長期失業者の官民一体となった再就職支援（キャリア交流事業の拡充）

高齢者の多様な就業・社会参加の促進

- シルバー人材センター事業等の推進
- ・ 高年齢者の短期的・臨時的就業の推進
- ・ 子育て支援事業等の地域社会に密着した事業の推進
- ・ シニアワークプログラム事業の推進（高年齢者を対象とした、事業主団体の参画による技能講習、合同面接会、職場体験講習等の実施）
- 高年齢者による創業の支援
- ・ 3 人以上の高年齢者等による創業に対する支援措置（高年齢者等共同就業機会創出助成金）
- 高年齢者の短期的雇用の推進（高年齢者雇用就業機会提供事業）
- 高齢期雇用就業支援コーナーによる事業主・離職予定中高年齢者等に対する高齢期の雇用就業に関する相談・援助等

シルバー人材センター事業に対する国の補助事業

国はシルバー人材センターの育成・援助を図るために、高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加の促進、及び急速な高齢化による年金の支給開始年齢引き上げ等の社会制度改革に円滑に対応することを目的に「高年齢者就業機会確保事業」として、シルバー人材センター事業に対する補助事業を実施しています。

このように、シルバー人材センター事業は地方公共団体の補助と国の補助があいまった補助事業であり、地方交付税の算定基礎の対象ともなっている事業です。

平成 14 年度現在、シルバー人材センター事業に対する国の補助事業等には、次のような種類があります。

運営費補助事業

介護・育児サービス促進事業

高齢者生活援助サービス事業

地域高齢者社会参加促進事業

これらの補助事業に関する補助金の交付については、それぞれの事業の実施要領⁴及び交付要綱、並びに別途通達の規定によることになります。

なお、「平成 14 年度シルバー人材センター事業執行方針」⁵においては、新規運営費国庫補助の基準は、会員数 120 名以上かつ年間就業延人数 5,000 人日以上が見込め、その箇所づけについては国の予算の範囲内とする、とされています。

4 関係法令等 23 ページ参照

5 関係法令等 24 ページ参照

国（厚生労働省）からの委託事業

国は、高齢者の雇用就業機会の確保を促進することを目的としたシニアワークプログラム事業（SP 事業）をシルバー人材センター連合へ委託しています。

シルバー人材センターは、この委託金（協力金・分担金）により、技能講習、合同面接会等を協力・実施します。

講習の種類	講習の内容	協力金・分担金（消費税別）	備 考
第 1 種	技能講習 事業主団体と連携を図り実施する。 一般高齢者及び会員を対象に、地域の雇用・就業ニーズによる職種を選定し、雇用を前提とした講習をする。 1 講習期間おおむね 10 日間、受講人員 20 人程度、5 日間、10 人を下限とする。	事業主団体協力金 （プランナーを委嘱） 25 万円程度 技能講習協力金 （技能講習協力員の配置） 30 万円程度	シルバー連合本部で地域を定めて実施
	介護講習 一般高齢者及び会員を対象に、ホームヘルパー 3 級又は 2 級の資格を取得する。 3 級 50 時間 2 級 130 時間 （3 級の講習修了者が 2 級の資格を取得する場合 104 時間）	介護講習協力金 （介護講習協力員の配置） 3 級 30 万円程度 2 級 60 万円程度	シルバー連合本部で地域を定めて実施
第 2 種	技能講習 会員および一般高齢者を対象に、技能向上を目的として、受講後雇用に結びつき得るものと認められる講習とする。 年間 50 人日を下限とする。	技能講習分担金 （講師謝金、会場借料、教材費、活動費等） 受講者 1 人日 3,100 円程度	活動拠点で実施（複数の活動拠点で共同開催も可）
	介護講習 会員および一般高齢者を対象に、地域の社会福祉ニーズに対応するものとして実施する福祉・家事援助サービス講習とする。 年間 50 人日を下限とする。	介護講習分担金 （講師謝金、会場借料、教材費、活動費等） 受講者 1 人日 3,100 円程度	活動拠点で実施（複数の活動拠点で共同開催も可）

シルバー人材センター等の設立

シルバー人材センターは、原則として市区町村単位に地域高齢者の自主的組織として設立されますが、会員の規模等により民法上の法人（社団法人等）または人格なき社団（任意団体）のいずれかの形態が考えられます。

但し、地域の状況等により当該市町村が社会福祉法人等の団体に委託してシルバー人材センターを実施するケースもありますが、この場合においても会員の自主性などが損なわれないなどの配慮をする必要があります。

その他に、既設センターに未設置市町村が参加し複数の市区町村にまたがって広域シルバー人材センターを設立、あるいは当該地域の高齢者が隣接の既設団体の会員として登録するなどの方法も考えられます。

また、シルバー人材センターは、地域の高齢者の就業ニーズと地域社会の日常生活に密着したニーズを結びつけることにより、高齢者の生きがいを満たすだけでなく、地域社会の活性化につなげていくもので、高齢者の福祉及び地域社会の振興の両面に大きく貢献している公共性・公益性のきわめて高い事業を展開しているといえます。

シルバー人材センターの設立、及び公共性・公益性をもって健全な運営を維持・拡充していくためには、高齢法の趣旨と相まって地方公共団体からの補助金等財政支援をはじめ、仕事の発注や運営指導等の支援が必要不可欠であるといえます。

シルバー人材センター連合会の実施するセンター設置促進事業

事業説明会の実施

センターの設立を検討する市町村・団体等に対し、シルバー人材センター事業の理念・仕組みや、設立に向けての準備等についての説明会の実施

センター設置準備室等に対する支援

地域への啓発活動やニーズ調査、会員・仕事の募集、規約等の作成、あるいは職員等に対する研修など、センター設立に係る具体的な準備の支援

法人化の支援

法人化に係る県への申請等の事務手続きについての指導等

市町村合併に伴うシルバー人材センターの統合

シルバー人材センターは高齢法第 46 条に基づき、1 つの市町村の区域を単位に 1 個の団体を指定することを原則としているところから、市町村合併が行われる区域にある複数のシルバー人材センターは、市町村合併後は 1 つのシルバー人材センターに統合し、事業展開していくことになります。

島根県内におけるシルバー人材センターは、平成 14 年度末現在で 59 市町村のうち約半数の地域に設置されています。センターの形態としては、国庫補助対象の法人団体、単独運営の任意団体、社会福祉協議会の 1 事業としての組織、に分類することができます。

これらに、センターが未設置の市町村を加えたいくつかの統合パターンが想定されるわけですが、いずれにしてもセンターの統合にあたっては、会員や地域の実情を考慮するとともに、シルバー人材センター事業運営のいっそうの健全性、永続性の確保の観点からも、行政とも十分な協議を行いながら統合への検討を進めていく必要があります。

シルバー人材センターの統合により生ずる課題としては、統合後の事務所の配置、諸規程等の整備、事務処理の統一化・合理化等が考えられますが、シルバー人材センターがきわめて高い公共性・公益性や現在のサービスを維持していくためには、市町村合併による新たな行政の枠組みの中においても、確固たる位置づけがなされるよう、当該市町村及び法定協議会等の理解を得ることが不可欠であるといえます。

こうした理由から、法定協議会の協定項目にシルバー人材センターの取り扱いについての項目を盛り込んでもらうなど働きかけるとともに、センター統合後も公共性・公益性をもって健全に運営できる補助金等の財政支援をはじめ、仕事の発注や運営指導等の支援を強く要望する必要があります。





參考資料

目次

1．関係法令等

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（抜粋）	12
高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（抜粋）	17
高齢社会対策大綱（抜粋）	20
高年齢者就業機会確保事業 （シルバー人材センター事業）の実施について ...	22
高年齢者就業機会確保事業 （シルバー人材センター事業）実施要領	23
平成 14 年度シルバー人材センター事業執行方針	24
シルバー人材センター事業における 市町村合併に係る取扱いについて	31

2．規程等

社団法人島根県シルバー人材センター連合会定款 ...	32
社団法人島根県シルバー人材センター連合会会費規程	39

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（抜粋）

昭和 46 年 5 月 25 日法律第 68 号
<略>

改正 平成 12 年 5 月 12 日法律第 60 号

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この法律は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もつて高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「高年齢者」とは、厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。

2 この法律において「高年齢者等」とは、高年齢者及び次に掲げる者で高年齢者に該当しないものをいう。

1. 中高年齢者（厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。次項において同じ。）である求職者（次号に掲げる者を除く。）

2. 中高年齢失業者等（厚生労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な厚生労働省令で定める失業者をいう。第 3 章第 3 節において同じ。）

3 この法律において「特定地域」とは、中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として厚生労働大臣が指定する地域をいう。

（基本的理念）

第 2 条の 2 高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるように配慮されるものとする。

2 労働者は、高齢期における職業生活の充実のため、自ら進んで、高齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づき、その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に努めるもの

とする。

（事業主の責務）

第 2 条の 3 事業主は、その雇用する高年齢者について職業能力の開発及び向上並びに作業施設の改善その他の諸条件の整備を行い、並びにその雇用する高年齢者等について再就職の援助等を行うことにより、その意欲及び能力に応じてその者のための雇用の機会の確保等が図られるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者が高齢期においてその意欲及び能力に応じて就業することにより職業生活の充実を図ることができるようするため、その高齢期における職業生活の設計について必要な援助を行うよう努めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条の 4 国及び地方公共団体は、事業主、労働者その他の関係者の自主的な努力を尊重しつつその実情に応じてこれらの者に対し必要な援助等を行うとともに、高年齢者等の再就職の促進のために必要な職業紹介、職業訓練等の体制の整備を行う等、高年齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

（高年齢者等職業安定対策基本方針）

第 2 条の 5 厚生労働大臣は、高年齢者等の職業の安定に関する施策の基本となるべき方針（以下「高年齢者等職業安定対策基本方針」という。）を策定するものとする。

2 高年齢者等職業安定対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

1. 高年齢者等の就業の動向に関する事項

2. 高年齢者（65 歳未満の者に限る。）の雇用の機会の増大の目標に関する事項

3. 第 2 条の 3 第 1 項の事業主が行うべき職業能力の開発及び向上、作業施設の改善その他の諸

条件の整備、再就職の援助等、同条第2項の事業主が行うべき高齢期における職業生活の設計の援助並びに第4条の2の事業主が講ずべき同条に規定する高年齢者雇用確保措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針となるべき事項

4. 第4条の2に規定する高年齢者雇用確保措置の円滑な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

5. 高年齢者等の再就職の促進のため講じようとする施策の基本となるべき事項

6. 前各号に掲げるもののほか、高年齢者等の職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

3 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生労働大臣は、高年齢者等職業安定対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、高年齢者等職業安定対策基本方針の変更について準用する。

<第3条～第44条 略>

第5章 定年退職者等に対する 就業の機会の確保

(国及び地方公共団体の講ずる措置)

第45条 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第1項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育

成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第6章 シルバー人材センター等

第1節 シルバー人材センター (指定)

第46条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。)に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人(次項及び第48条の2第1項において「高年齢者就業援助法人」という。)であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村(特別区を含む。第48条の2において同じ。)の区域(当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第1号及び第2号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する2以上の市町村の区域)ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第48条の2第1項の指定を受けた者(以下「シルバー人材センター連合」という。)に係る同項の指定に係る区域(同条第2項又は第4項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。)については、この項の指定に係る区域とすることはできない。



1. 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
 2. 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。
- 2 前項の指定は、その会員に同項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター」という。）を2以上有する高年齢者就業援助法人に対してはすることができない。

（業務）

第47条 シルバー人材センターは、前条第1項の指定に係る区域（以下「センターの指定区域」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
2. 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、無料の職業紹介事業を行うこと。
3. 高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
4. 前3号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関し必要な業務を行うこと。

（準用）

第48条 第24条第2項から第4項まで、第37条、第42条、第43条及び第44条第2項から第4項

までの規定は、シルバー人材センターについて準用する。この場合において、第24条第2項から第4項まで、第37条、第42条及び第43条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第24条第2項中「前項」とあるのは「第46条第1項」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域」と、第37条中「この節」とあるのは「第6章第1節」と、「第25条」とあるのは「第47条」と、第43条第1項中「第40条」とあるのは「第46条第1項」と、同項第1号中「第41条」とあるのは「第47条」と、同項第3号中「この節」とあるのは「第6章第1節」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第48条」と、第44条の3第2項中「前項第3号」とあるのは「第47条第2号」と、同条第3項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の3第2項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第48条において準用する同法第44条の3第2項」と読み替えるものとする。

第2節 シルバー人材センター連合

（指定等）

第48条の2 都道府県知事は、その会員に2以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第47条に規定する業務に関し第46条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第47条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たっては、当該市町村の区域から、当該指定

に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

2 シルバー人材センターがシルバー人材センター連合の会員となつたときは、当該シルバー人材センター連合は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該届出があつたときは、当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域と当該シルバー人材センターに係るセンターの指定区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とするものとする。

3 第1項の指定又は前項の届出があつたときは、当該指定又は届出に係るシルバー人材センター連合の会員であるシルバー人材センターに係る第46条第1項の指定は、その効力を失うものとする。

4 都道府県知事は、第2項の届出があつた場合において、シルバー人材センター連合からその連合の指定区域の変更に関する申出があつたときは、当該連合の指定区域を変更し、当該連合の指定区域と第1項の厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域を当該シルバー人材センター連合に係る連合の指定区域とすることができる。ただし、当該変更をするに当たっては、当該市町村の区域から、センターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

(準用)

第48条の3 第24条第2項から第4項まで、第37条、第42条、第43条、第44条の3第2項から第4項まで及び第47条の規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第24条第2項から第4項まで、第37条、第42条及び第43条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第24条第2項中「前項の指定をしたとき」とあるのは「第48条の2第1項の指定をしたとき並びに同条第2項の連合の

指定区域の変更があつたとき及び同条第4項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、「同項の指定」とあるのは「当該指定又は変更」と、「所在地」とあるのは「所在地並びに当該指定に係る地域(当該変更があつたときは、当該変更後の地域)」と、第37条中「この節」とあるのは「第6章第2節」と、「第25条」とあるのは「第48条の3において準用する第47条」と、第43条第1項中「第40条」とあるのは「第48条の2第1項」と、同項第1号中「第41条」とあるのは「第48条の3において準用する第47条」と、同項第3号中「この節」とあるのは「第6章第2節」と、同項第4号中「次条」とあるのは「第48条の3」と、第44条の3第2項中「前項第3号」とあるのは「第48条の3において準用する第47条第2号」と、同条第3項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条の3第2項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第48条の3において準用する同法第44条の3第2項」と、第47条中「前条第1項の指定に係る区域(以下「センターの指定区域」という。)」とあるのは「第48条の2第1項の指定に係る区域(同条第2項又は第4項の変更があつたときは、その変更後の区域)」と読み替えるものとする。

第3節 全国シルバー人材センター事業協会 (指定)

第49条 厚生労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展を図るとともに、定年退職者その他の高年齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として

指定することができる。

（業務）

第 50 条 前条の指定を受けた者（以下「全国シルバー人材センター事業協会」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

1. シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関し啓発活動を行うこと。
2. シルバー人材センター又はシルバー人材センター連合の業務に従事する者に対する研修を行うこと。
3. シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
4. シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の業務に関する情報及び資料を収集し、並びにシルバー人材センター、シルバー人材センター連合その他の関係者に対し提供すること。
5. 前各号に掲げるもののほか、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展並びに定年退職者その他の高齢退職者の能力の積極的な活用を促進するために必要な業務を行うこと。

（準用）

第 51 条 第 24 条第 2 項から第 4 項まで、第 37 条、第 42 条及び第 43 条の規定は、全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、第 24 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 49 条」と、「同項」とあるのは「同条」と、第 37 条中「この節」とあるのは「第 6 章第 3 節」と、「第 25 条」とあるのは「第 50 条」と、第 43 条第 1 項中「第 40 条」とあるのは「第 49 条」と、同項第 1 号中「第 41 条」とあるのは「第 50 条」と、同項第 3 号中「この節」とあるのは「第 6 章第 3 節」と、同項第 4 号中「次条」とあるのは「第 51 条」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

<第 52 条～第 54 条 略>

第 8 章 雑 則

（雇用状況の報告）

第 55 条 事業主は、毎年 1 回、厚生労働省令で定めるところにより、定年及び継続雇用制度の状況その他高齢者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の毎年 1 回の報告のほか、この法律を施行するために必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対し、同項に規定する状況について必要な事項の報告を求めることができる。

第 56 条 削除

（指定の条件）

第 57 条 この法律の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（権限の委任）

第 58 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

<以下 略>

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（抜粋）

昭和46年9月8日労働省令第24号

<略>

改正 平成13年11月30日厚生労働省令第217号

<第1章～第4章 略>

第4章の2 高年齢者職業経験活用センター等

第1節 高年齢者職業経験活用センター （無料の職業紹介事業の届出等）

第43条の2 法第44条の3第2項の規定により無料の職業紹介事業を行おうとする同条第1項に規定する高年齢者職業経験活用センター（以下「高年齢者職業経験活用センター」という。）は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が2以上ある場合には、厚生労働省組織規則第792条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所とする。以下「管轄公共職業安定所」という。）の長を経て、都道府県労働局長に届け出なければならない。

2 前項の届出に当たっては、無料の職業紹介事業の運営に関する規定を添付しなければならない。

3 管轄公共職業安定所の長は、第1項の届出を受理したときは、受理した日付を届け出た者に通知しなければならない。

4 第1項の届出の方法及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

5 法第44条の3第2項の規定により届出をして無料の職業紹介事業を行う高年齢者職業経験活用センターがその事業の全部又は一部を廃止したときは、その旨を、当該廃止の日から10日以内に、文書により、管轄公共職業安定所の長を経て、都道府県労働局長に届け出なければならない。

6 職業安定法施行規則中、公共職業安定所に適用される規定及びこれに基づく通達は、職業安定局長の定めるところにより、高年齢者職業経験活用センターの行う無料の職業紹介事業について準用する。

（報告書の提出等）

第43条の3 法第44条の3第2項の規定により届

出をして無料の職業紹介事業を行う高年齢者職業経験活用センターは、職業安定局長の定める方法及び様式に従い、帳簿書類を備え付けるとともに、報告書を作成し、これを管轄公共職業安定所の長を経て、職業安定局長に提出しなければならない。

2 管轄公共職業安定所の長は、前項の報告書を受理したときは、速やかにこれを都道府県労働局長を経て職業安定局長に送付しなければならない。

（準用）

第43条の4 第41条の規定は法第44条の2の規定による指定を受けようとする者について、第42条及び第43条の規定は高年齢者職業経験活用センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第41条第2項第3号中「法第41条」とあるのは「法第44条の3第1項」と、第42条中「法第44条」とあるのは「法第44条の4」と、第43条第1項中「法第42条第1項前段」とあるのは「法第44条の4において準用する法第42条第1項前段」と、同条第2項中「法第42条第1項後段」とあるのは「法第44条の4において準用する法第42条第1項後段」と、同条第3項中「法第42条第2項」とあるのは「法第44条の4において準用する法第42条第2項」と読み替えるものとする。

（第43条の5 略）

第5章 シルバー人材センター等

第1節 シルバー人材センター

（法第46条第1項の厚生労働省令で定める基準）

第44条 法第46条第1項の厚生労働省令で定める基準は、都道府県知事が指定しようとする2以上の市町村の区域が次に掲げる要件に該当することとする。

1. 当該2以上の市町村の区域が近接し、かつ、

当該区域に定年退職者その他の高年齢退職者が相当数存在すること。

2. 当該2以上の市町村の区域において法第47条に規定する業務が行われる場合には、単一の市町村の区域において当該業務が行われる場合に比し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業の機会の状況等にかんがみ、当該業務がより効率的に行われる見込みがあること。

(準用)

第45条 第41条の規定は法第46条第1項の規定による指定を受けようとする者について、第42条から第43条の3までの規定は法第46条第2項に規定するシルバー人材センターについて準用する。この場合において、第41条第1項、第42条及び第43条第2項中「都道府県労働局長」とあるのは「都道府県知事」と、第41条第2項第3号中「法第41条」とあるのは「法第47条」と、第42条中「法第44条」とあるのは「法第48条」と、第43条第1項中「法第42条第1項前段」とあるのは「法第48条において準用する法第42条第1項前段」と、同条第2項中「法第42条第1項後段」とあるのは「法第48条において準用する法第42条第1項後段」と、同条第3項中「法第42条第2項」とあるのは「法第48条において準用する法第42条第2項」と、第43条の2第1項及び第5項並びに第43条の3第1項中「法第44条の3第2項」とあるのは「法第48条において準用する法第44条の3第2項」と、第43条の2第1項中「同条第1項」とあるのは「法第46条第2項」と読み替えるものとする。

第2節 シルバー人材センター連合

(法第48条の2第1項の厚生労働省令で定める基準)

第46条 法第48条の2第1項の厚生労働省令で定める基準は、都道府県知事が法第46条第1項

に規定するシルバー人材センター連合(以下「シルバー人材センター連合」という。)に係る法第48条の2第1項の指定に係る区域(次条第1項第4号において「連合の指定に係る区域」という。)としようとする市町村の区域が次に掲げる要件に該当することとする。

1. 当該市町村の区域と法第48条の2第1項の規定による指定を受けようとする者の会員であるシルバー人材センターに係る法第46条第1項の指定に係る区域が近接し、又は当該市町村の区域若しくは近接する2以上の当該市町村の区域に定年対退職者その他の高年齢退職者が相当数存在すること。
2. 当該市町村の区域においてシルバー人材センター連合により法第48条の3において準用する法第47条に規定する業務が行われる場合には、当該市町村の区域においてシルバー人材センターにより法第47条に規定する業務が行われる場合に比し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業の機会の状況等にかんがみ、当該業務がより効率的に行われる見込みがあること。

(指定の申請)

第47条 法第48条の2第1項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

1. 名称及び住所
 2. 代表者の氏名
 3. 事務所の所在地
 4. 連合の指定に係る区域とされることを求める区域
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
1. 定款及び登記簿の謄本
 2. 資産の総額並びにその種類及びこれを証する書類

- 3. 法第 48 条の 3 において準用する法第 47 条に規定する業務に関する基本的な計画
- 4. 役員の氏名及び略歴を記載した書面
- 5. 会員であるシルバー人材センターの名称及び住所を記載した書面

(シルバー人材センター連合の会員の追加の届出)

第 47 条の 2 シルバー人材センター連合は、法第 48 条の 2 第 2 項の規定による届出をしようとするときは、会員となつたシルバー人材センターの名称及び住所を記載した書面を都道府県知事に提出しなければならない。

(シルバー人材センター連合の指定区域の変更に
関する申出)

第 47 条の 3 シルバー人材センター連合は、法第 48 条の 2 第 4 項の規定による申出をしようとするときは、変更により法第 46 条第 1 項ただし書に規定する連合の指定区域とされることを求める区域を記載した申出書に当該変更後の連合の指定区域における第 47 条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(準用)

第 47 条の 4 第 42 条から第 43 条の 3 までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第 42 条及び第 43 条第 2 項中「都道府県労働局長」とあるのは「都道府県知事」と、第 42 条中「法第 44 条」とあるのは「法第 48 条の 3」と、第 43 条第 1 項中「法第 42 条第 1 項前段」とあるのは「法第 48 条の 3 において準用する法第 42 条第 1 項前段」と、同条第 2 項中「法

第 42 条第 1 項後段」とあるのは「法第 48 条の 3 において準用する法第 42 条第 1 項後段」と、同条第 3 項中「法第 42 条第 2 項」とあるのは「法第 48 条の 3 において準用する法第 42 条第 2 項」と、第 43 条の 2 第 1 項及び第 5 項並びに第 43 条の 3 第 1 項中「法第 44 条の 3 第 2 項」とあるのは「法第 48 条の 3 において準用する法第 44 条の 3 第 2 項」と、第 43 条の 2 第 1 項中「同条第 1 項」とあるのは「法第 46 条第 1 項」と読み替えるものとする。

第 3 節 全国シルバー人材センター事業協会

第 48 条 第 41 条の規定は法第 49 条の規定による指定を受けようとする者について、第 42 条及び第 43 条の規定は法第 50 条に規定する全国シルバー人材センター事業協会について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第 41 条第 2 項第 3 号中「法第 41 条」とあるのは「法第 50 条」と、第 42 条中「法第 44 条」とあるのは「法第 51 条」と、第 43 条第 1 項中「法第 42 条第 1 項前段」とあるのは「法第 51 条において準用する法第 42 条第 1 項前段」と、同条第 2 項中「法第 42 条第 1 項後段」とあるのは「法第 51 条において準用する法第 42 条第 1 項後段」と、同条第 3 項中「法第 42 条第 2 項」とあるのは「法第 51 条において準用する法第 42 条第 2 項」と読み替えるものとする。

<以下 略>

高齢社会対策大綱（抜粋）

平成 13 年 12 月 28 日閣議決定

< 第 1 略 >

第 2 横断的に取り組む課題

高齢社会対策の一層の推進を図るため、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎える十数年を念頭に置き、分野別の基本的施策の枠を超え、横断的に取り組む課題を次のとおり設定し、関連施策の総合的な推進を図るものとする。

< 1 ~ 3 略 >

4 地域社会への参画促進

高齢者の地域社会への参画を促進するため、シルバー人材センターや NPO 等の活動基盤の整備及び地域に密着した起業の円滑化の環境整備を図るものとする。

また、誰もが活動しやすいよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共交通機関、道路、交通安全施設、公共施設、住宅等の生活環境のバリアフリー化を推進するものとする。

さらに、就業世代を含め生涯を通じた地域社会への参画を促進するため、働き方の多様化・柔軟化、労働時間の短縮、職住近接のまちづくり等を進めるものとする。

これらの横断的な取組の推進に資するため、加齢又は高齢社会に係る政策に関する学際的な研究及び評価を推進するものとする。

第 3 分野別の基本的施策

上記の高齢社会対策の推進の基本的在り方を踏まえ、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境等の分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針を次のとおり定めこれに沿って施策の展開を図るものとする。

1 就業・所得

高齢化が急速に進展する中で、経済社会の活

力を維持するため、高齢者がその知識と経験をいかして経済社会の担い手として活動することができるよう、雇用・就業環境の整備を図る。

特に、労働力人口の構成の高齢化や公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、原則として希望者全員がその意欲と能力に応じて 65 歳まで働けるよう、定年の引上げや継続雇用制度の導入等による安定的な雇用の確保を図る。

勤労者が、職業生活と家庭や地域での生活とを両立させつつ、職業生活の全期間を通じて能力を有効に発揮することができるよう、職業能力の開発、労働時間の短縮、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の一層の確保、育児・介護休業制度の普及などの施策を推進する。

職業生活からの引退後の所得については、国民の社会的連帯を基盤とする公的年金を中心とし、これに職域や個人の自助努力による企業年金、退職金、個人年金等の個人資産を適切に組み合わせ、その確保を図る。

(1) 高齢者の雇用・職業の機会の確保

< ア、イ 略 >

ウ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高齢期においては、健康、体力面での個人差が拡大するとともに、就業ニーズが多様化することから、多様な形態による雇用・就業機会の確保を図る。

特に、地域において、退職後に、臨時的・短期的な就業等を希望する高齢者に対し、就業機会を提供するため、シルバー人材センター事業について、実施地域の拡大等積極的な展開を図る。また、同事業において、高齢者の生活支援や介護サービスの提供を推進する。その他、勤労者が高齢期及び引退後の生活設計に向けての準備を行えるよう、必要な情報を提供するとともに、事業主による援助を促進する。



<工、才 略>

< (2) ~ (4) 略>

< 2 略>

3 学習・社会参加

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされることから、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を目指す。

また、高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として、生きが

いを持って活躍できるよう、ボランティア活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し、充実して過ごせる条件の整備を図る。

さらに、ボランティア活動を始めとする NPO 等やシルバー人材センターにおいて行う活動は、自己実現への欲求及び地域社会への参加意欲を充足させるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間連帯や相互扶助の意識を醸成するものであることから、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できるよう、自発性を尊重しつつ、基盤の整備を図る。

<以下 略>

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）の実施について

（労働省発職第 124 - 2 号 各都道府県労働局長あて
平成 12 年 6 月 12 日 労働事務次官発）

我が国の高齢化は年々加速し、世界に例をみない高齢社会の到来が目前であり、高年齢者の方々が社会の担い手として活躍できる社会づくりが今後ますます重要な課題となっている。

これまでシルバー人材センターは、臨時的かつ短期的な就業を希望する高年齢者に対して、当該就業機会を確保・提供し、就業を通じて高年齢者の生きがいの充実や地域社会の活性化を図るものとして重要な役割を果たしてきているところである。

さて、我が国においては、急速な高齢化の進展する中、年金の支給開始年齢引上げ等の社会制度改革が実施されるが、シルバー人材センター事業においてもこれら社会制度改革への円滑な対応を図る必要がある。

そこで、シルバー人材センター連合によるシルバー人材センター事業を全国限なく積極的に展開することとし、従来の高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加の促進を目的としたシルバー人材センター事業に係る国の補助事業である「高年齢者労働能力活用事業」を廃止し、新たに、従来の目的に加え、社会制度改革への円滑な対応をも目的として、「高年齢者就業機会確保事業」を実施することとしたところであるので、貴職より

シルバー人材センター連合等に対して周知等をお願いする。

なお、具体的には、別紙「高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領」により実施することとしたので、遺漏なきを期されたい。

また、昭和 55 年 4 月 26 日付け労働省発職第 80 号「高年齢者労働能力活用事業の実施について」、昭和 61 年 5 月 7 日付け労働省発職第 95 号「高年齢者就業機会開発事業（シルバー人材センター委託援助事業）の実施について」、平成 3 年 4 月 11 日付け労働省発職第 75 - 1 号「高年齢者労働能力活用円滑化事業の実施について」、平成 4 年 4 月 10 日付け労働省発職第 97 号「高年齢者労働能力活用福祉・家事援助推進事業の実施について」、平成 5 年 4 月 1 日付け労働省発職第 70 号「シルバー人材センターにおける安全就業対策の推進について」及び平成 8 年 9 月 30 日付け労働省発職第 213 号「高年齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター連合事業）の実施について」は廃止する。

おって、本件については、各都道府県知事あて、別添のとおり通知したところであるので、御了知願いたい。

高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領

1 目的

高年齢者就業機会確保事業費等補助金に係る高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）は、定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加の促進を図るとともに、年金の支給開始年齢引上げ等の社会制度改革に円滑に対応することを目的として実施する。

2 実施主体

シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の実施主体は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。）第48条の2第1項に基づき都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）とする。

なお、シルバー連合は、その会員である高齢法第46条第1項に基づき指定を受けていたシルバー人材センター及びシルバー人材センターと同様の事業を行っている民法第34条の法人又は法人格なき社団（シルバー連合の活動拠点）を通じてシルバー事業を実施することができるものとする。

3 実施地域

シルバー事業の実施地域は、高齢法第48条の2第1項、第2項及び第4項に規定するシルバー連合の指定区域とする。

4 対象者

原則として60歳以上の健康な高年齢者であって、高齢法第47条第1号又は第2号の就業を希望するものとする。

5 シルバー事業の内容

シルバー事業の内容は、高齢法第48条の3に

おいて準用する同法第47条各号の業務とする。

高齢法第48条の3において準用する同法第47条第1号の業務は、高年齢者にふさわしい地域に密着した仕事を有償の請負契約又は委任契約により引き受け、これを高年齢者に対して、その能力、希望等に応じて有償の請負契約又は委任契約により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬を支払うものである。したがって、発注者に対して適切に仕事を完成させる義務を負うのはシルバー連合である。

また、高齢法第48条の3において準用する同法第47条第2号の雇用による就業を希望する高年齢者のための無料の職業紹介事業は、当該業務を行うものとして同法第44条の3第2項に基づき届け出たシルバー連合が行うものとする。

なお、シルバー連合がこれらの事業を実施するに当たっては、高年齢者の安全な就業に留意し、かつ、高年齢者の能力、希望等に応じた仕事を確保するものとする。ただし、高年齢者に対して就業日数や収入額の保障を行ってはならない。

6 国の助成

国は、シルバー事業の発展を図るため、予算（高年齢者就業機会確保事業費等補助金）の範囲内において、シルバー連合の運営に要する経費の一部を補助するものとする。

7 その他

- (1) 本実施要領は、平成12年4月1日から適用する。
- (2) シルバー事業に関し、その他必要な事項は、職業安定局長が別に定めるものとする。

「介護・育児サービス促進事業実施要領」、「高齢者生活援助サービス事業実施要領」、「地域高齢者社会参加促進事業実施要領」他については略

平成 14 年度シルバー人材センター事業執行方針

1 基本的事項

- (1) 高年齢者就業機会確保事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高齢法」という。）第 45 条に基づく施策であるが、シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という。）等に対する補助事業であり、高年齢者就業機会確保事業費等補助金（以下「シルバー補助金」という。）を交付するものである。

なお、シルバー連合に対するシルバー補助金の額は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部（以下「本部」という。）及びシルバー連合活動拠点（以下「活動拠点」という。）ごとに、国庫補助対象経費の 2 分の 1 の額かつ国の予算の範囲内において（補助限度額を設ける。）交付することを基本とする。

ただし、高齢法第 45 条の趣旨にかんがみ、地方公共団体からの補助金の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助限度額にかかわらず、当該地方公共団体からの補助金の額をシルバー補助金の額とする。

- (2) シルバー補助金を交付する本部及び活動拠点は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に規定する公益法人とし、原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととする。
- (3) 国及び地方公共団体の厳しい財政事情にかんがみ、シルバー補助金を交付する本部及び活動拠点は、その運営の自立化、効率化を促進するための計画を策定し、これを提出するものとする。
- (4) シルバー補助金は、高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業・社団法人全国シルバー人材センター事業協会）実施要領、介護・育児サービス促進事業実施要領、高齢者生活援助サービス事業実施要領、地域高齢者社会参加促進事業実施要領、定着促進等奨励事業実施要領及びシルバー補助金交付要綱等のほか本執行方針に基づき交付する。

- (5) シルバー補助金に関する書類については、各都道府県労働局を経由して厚生労働本省へ提出することとする。

なお、定着促進等奨励事業に関する書類のうち社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）が指定する市区町村から直接全シ協へ提出するもの以外も同様とする。また、シルバー補助金に関して厚生労働大臣等から通知する場合、各都道府県労働局を経由してシルバー連合等へ通知をすることとする。

- (6) シルバー補助金の交付は、各都道府県労働局を通じて行うこととする（ただし、定着促進奨励金及びワークプラザ奨励金は、全シ協から直接市区町村へ支給する。）。
- (7) 運営費補助事業、介護・育児サービス促進事業、高齢者生活援助サービス事業、地域高齢者社会参加促進事業、定着促進奨励金、新規設置活動拠点（新規運営費国庫補助）及びシルバーワークプラザの箇所づけについては、別に定めるところによる。

2 本部・活動拠点運営費補助事業

- (1) 運営費格付け及び運営費補助単価限度額は、別表 1 及び 2 のとおりである。
- (2) シルバー補助金の額は、国庫補助対象経費の 2 分の 1 の額かつ上記（1）の限度額以下とする。
- なお、地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。
- (3) 広域の運営費国庫補助対象活動拠点は、運営費補助単価限度額の 1.1 倍を限度額とする。

なお、平成 14 年度途中に広域となる場合は、当該年度は適用しない。

ただし、シルバー連合移行前の広域の運営費国庫補助対象活動拠点であって、補助金の額が運営費補助対象限度額の 1.5 倍を限度額として平成 13 年度に認められていたところは、1.5 倍を限度額

とする。

- (4) 新規設置活動拠点（新規運営費国庫補助）の基準は、会員数 120 人以上かつ年間就業延人員数 5,000 人日以上が見込めることである。

ただし、箇所づけについては、国の予算の範囲内とする。

運営費補助単価限度額は、別表の 2 の「新」とし、上記（2）を適用する。

なお、平成 14 年度に団体を新規に設立する場合（前年度に準備のため団体を設立した場合を含む。）単独の団体を広域化する場合（前年度に準備のため広域化した場合を含む。）及び広域の団体に更に新たな市区町村を加える場合（前年度に準備のため加わった場合を含む。）に限り、シルバー補助金の額は上記の額に団体新設経費（150 万円）を加えた額を限度とする。

- (5) 年度途中の国庫補助開始又は国庫補助終了は、該当する月数の期間率（該当月数 ÷ 12 月）を乗じてシルバー補助金の額を算定する（千円未満切捨て）。

3 介護・育児サービス促進事業

介護・育児サービス促進事業を実施する活動拠点は、運営費国庫補助対象活動拠点に限る。

(1) 介護サービス促進事業

イ 補助単価限度額は、別表 3 のとおりである。

ロ シルバー補助金の額は、国庫補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、上記イの限度額以下とする。

なお、地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。

ただし、シルバー補助金の額が 50 万円未満の場合は交付しない。

ハ 介護コーディネーターに係る経費は、下記ホの場合を除き原則として謝金とする。

ニ 平成 11 年度までの高年齢者労働能力活用事業費等地方公共団体補助金等（以下「旧シルバー

補助金」という。）に係る介護支援推進事業から本事業へと移行したものは、当該介護支援推進事業を開始した年度を初年度とし、連続する 5 年度間までの補助とする。

ホ 平成 13 年度の介護サービス促進事業において、シルバー補助金の額が 200 万円を超えることが認められていた場合であって、かつ、人件費で認められているところは、介護コーディネーターの変更がない場合に限り、当該補助の内容を継続する。

ただし、年度途中で介護コーディネーターの変更があった場合のシルバー補助金の額は、当初交付決定の額とするが、後任の介護コーディネーターに係る経費は謝金とする。

ヘ 平成 13 年度に本部で介護サービス促進事業が認められているところは（旧シルバー補助金の福祉・家事援助等企画推進事業を実施していた本部）14 年度も本部で介護サービス促進事業を認める。

なお、当該介護サービス促進事業は、13 年度を初年度とし、連続する 5 年度間までの補助とする。また、平成 14 年度のシルバー補助金の額は、介護コーディネーター 1 名当たりの人件費等 325 万円を上限とし、かつ、4 名分を限度とする。

交付申請書等の書類の記入は、介護サービス促進事業の欄を使用すること。

(2) 育児サービス促進事業

イ 補助単価限度額は、別表 4 のとおりである。

ロ シルバー補助金の額は、国庫補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、かつ、上記イの限度額以下とする。

なお、地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。

ただし、シルバー補助金の額が 50 万円未満の場合は交付しない。

ハ 育児コーディネーターに係る経費は謝金とし、人件費は認めない。

ニ 交付申請書等の書類の記入は、育児サービス促進事業の欄を使用すること。

ホ サービスの内容については、育児の対象を小学校低学年層程度とし、保育施設等までの送迎や学校の放課後預かることなど施設保育では応じきれない1日数時間程度の保育需要等に応えるものとする。

4 地域高齢者社会参加促進事業

地域高齢者社会参加促進事業（社会参加支援コーナー事業）を実施する活動拠点は、運営費国庫補助対象活動拠点に限る。

- (1) 補助単価限度額は、別表5のとおりである。
- (2) シルバー補助金の額は、国庫補助対象経費の2分の1の額とし、かつ、上記(1)の限度額以下とする。

なお、地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。

- (3) 国庫補助対象経費は、謝金、活動旅費、運営協議会開催経費、広報経費等とする。
- (4) 当該地域高齢者社会参加促進事業は、連続する3年度間までの補助とする。
- (5) 交付申請書等の書類の記入は、地域高齢者社会参加促進事業の欄を使用すること。

5 就業機会創出員の配置

- (1) シルバー連合に就業機会の創出を行う就業機会創出員を配置する。
- (2) 本創出員は、本部又は運営費国庫補助対象活動拠点到配置する。
- (3) 本創出員に係るシルバー補助金の額は、国庫補助対象経費の2分の1の額とし、かつ、シルバー連合ごとの下記(4)の限度額以下とする。

なお、地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。

いこととする。

(4) 限度額

1 シルバー連合当たり...平成13年度運営費国庫補助対象活動拠点数×0.5×100万円

(5) 本創出員に係るシルバー補助金は、シルバー連合内の就業機会の創出の状況等を勘案して、本部又は必要な運営費国庫補助対象活動拠点到配分する。

(6) 国庫補助対象経費は、謝金、活動旅費、会議・説明会開催関係経費、広報用経費等とする。

(7) 平成14年度の新規設置活動拠点（新規運営費国庫補助）については、上記(3)の本文にかかわらず、1団体につき創出員1名（100万円程度）を別枠で認める。

(8) 上記の基づくシルバー補助金の額については、上記2の(1)のシルバー補助金の額に追加するものとし、当該補助金の額の配分は、平成14年度限りのものとする。

6 定着促進等奨励事業

定着促進奨励金及びワークプラザ奨励金の支給は、全シ協が行うこととなっており、事務手続等については別に定める。

(1) 定着促進奨励金

イ 平成14年度においては、12年度又は13年度からの継続事業に係る奨励金について支給し、14年度新規事業については原則として認めない。

ロ 限度額は、別表6のとおりである。

広域活動拠点の場合の限度額は、当該広域市区町村全体で別表の額とする。

ただし、定着促進奨励金の額が30万円未満となる場合は支給しない。

ハ 定着促進等奨励事業実施要領の3の(1)のロの中、「一定数」は、60人以上とする。

なお、定着促進奨励金は、会員数が60人以

上の活動拠点を対象とする（なお、年度の途中で会員数が60人未満となっても平成14年度は対象とする。）。

(2) ワークプラザ奨励金

イ 限度額は、別表6のとおりである。

ただし、ワークプラザ奨励金の額が500万円未満となる場合は支給しない。

ロ 広域の運営費国庫補助対象活動拠点の場合は、原則として代表市区町村に設置する。

7 平成14年度新規・拡充事業

(1) 高齢者生活援助サービス事業（新規）

高齢者生活援助サービス事業を実施する活動拠点は、運営費国庫補助対象活動拠点に限ることとし、介護サービス促進事業を終了した活動拠点を優先する。

イ 補助単価限度額は、別表7のとおりである。

ロ シルバー補助金の額は、国庫補助対象経費の2分の1の額とし、かつ、上記イの限度額以下とする。

なお、地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。

ただし、シルバー補助金の額が50万円未満の場合は交付しない。

ハ コーディネーターに係る経費は、謝金とする。

ニ 当該高齢者生活援助サービス事業は、連続する5年度間までの補助とする。

ホ 交付申請書等の書類の記入は、高齢者生活援助サービス事業の欄を使用すること。

ヘ 事業の実施に当たっては、市区町村との連携の内容に関する計画を策定するものとする。

ト サービスの内容については、市区町村等と連携した高齢者の生活を支えるための介護予防・軽度生活支援サービス、福祉住環境向上サービス、福祉施設通所送迎・介助サービス等とする。

(2) 安全・適正就業推進関係（拡充）

イ 安全・適正就業パトロール等を行う指導員の配置

(イ) シルバー連合に安全・適正就業パトロール等を行う指導員を2名配置する。

(ロ) 本指導員の配置は、原則として、本部とするが、必要に応じて、運営費国庫補助対象活動拠点に配置することも認める。

(ハ) 本部に指導員を配置する場合の本部の運営費補助単価限度額は、別表1のとおりである（本部に指導員を配置しない場合は、別表1ののとおりである。）。また、運営費国庫補助対象活動拠点に配置する場合は、1シルバー連合において、1人当たり110万円の範囲内とすること。

(ニ) 本指導員に係るシルバー補助金の額は、国庫補助対象経費の2分の1の額とし、かつ、シルバー連合で1人当たり110万円以下とする。

なお、地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。

(ホ) 国庫補助対象経費は、謝金、活動旅費、会議・研修会開催関係経費等とする。

ロ 安全・適正就業推進特別経費

(イ) シルバー連合において、安全・適正就業を強力に推進するため、安全・適正就業の推進を担当する者に関する経費を運営費国庫補助対象活動拠点に配分する。

(ロ) 本特別経費に係るシルバー補助金の額は、国庫補助対象経費の2分の1の額とし、かつ、シルバー連合ごとの限度額以下とする。

なお、地方公共団体からの補助金の額を超えないこととする。

(ハ) 限度額

1 シルバー連合当たり...平成13年度運営費国庫補助対象活動拠点数×20万円

(ニ) 国庫補助対象経費は、活動旅費、会議・研

修会開催関係経費等とする。

(ホ) 平成 14 年度の新規設置活動拠点（新規運営費国庫補助）については、上記（ロ）の本文にかかわらず、1 団体につき 20 万円を限度として別枠で認める。

ハ 上記に基づくシルバー補助金の額については、上記 2 の（1）のシルバー補助金の額に追加するものとし、当該補助金の額の配分は、平成 14 年度限りのものとする。

8 活動拠点の統合等に係る補助金の取扱い

市町村合併に伴う活動拠点の統合等に係る運営費国庫補助金の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 複数の運営費国庫補助対象活動拠点が平成 14 年度当初に統合される場合（前年度途中に統合された場合を含む。）運営費補助単価限度額は、統合前における各活動拠点の限度額の合計額の 9 割相当とする。

(2) シルバー連合移行前の広域の運営費国庫補助活動拠点が平成 14 年度当初に単独の活動拠点となる場合（前年度途中に単独となった場合を含む。）運営費補助単価限度額は 1.4 倍を限度額とする。

9 その他（上記 2 から 5、7 及び 8）

(1) 本執行方針は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 交付申請期限は、平成 14 年 5 月 15 日とする。

(3) 関係書類として交付要綱に記載している書類の他に地方公共団体のシルバー人材センター事業に対する補助金等の交付規則（又は交付要綱）及び当該事業に対する交付決定通知書の写しを添付すること。

(4) 実施状況報告については、平成 14 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの状況を、14 年 10 月 31 日までに提出することとする。

(5) 変更承認申請期限は、平成 14 年 11 月 30 日とする。

なお、上記期限後に変更が生じる場合は、個別に厚生労働本省と相談することとする。

(6) 交付申請に当たって、シルバー補助金を人件費のみに充てることは、原則として認めない。

(7) 当初交付の人件費に係るシルバー補助金の増額は、認めない。

[別表] 運営費補助単価限度額等

1 シルバー人材センター連合本部

〔運営費補助単価限度額〕(単位:万円)

1,510

安全・適正就業パトロール等を行う指導員の配置をしない場合、1人当たり110万円を減額した額とする。

2 シルバー人材センター連合活動拠点

〔運営費格付け〕

会員	就業延	7,338 人以上	5,827 人以上	2,806 人以上	500 人以上	417 人以上
1,083 人以上		A	A	B	B	D
860 人以上		A	B	B	C	D
415 人以上		B	B	C	C	D
150 人以上		B	C	C	C	D
120 人以上		D	D	D	D	D

〔運営費補助単価限度額〕(単位:万円)

A	1,300
B	1,100
C	1,000
D	700

新	700
---	-----

団体新設経費
150

1 会員数は10～12年度の年度末平均。就業延人日数は10～12年度の各年度月平均の平均。いずれも運営費国庫補助対象となった年月からの実績で計算。

2 平成13年度から運営費国庫補助対象となった団体については、会員数は13年12月末日の実績。就業延人日数は、平成13年4月～12月末日の月平均の実績で計算。

(参考)

・会員数 10 年度末 200 人
11 年度末 210 人
12 年度末 230 人
(+ +) ÷ 3 年 = 213 人
(四捨五入)

・就業延人日数
10 年度 72,000 人日
11 年度 75,000 人日
12 年度 80,000 人日
÷ 12 月 = 6,000 人日
÷ 12 月 = 6,250 人日
÷ 12 月 = 6,667 人日
(四捨五入)
(+ +) ÷ 3 年 = 6,306 人日
(四捨五入)



3 介護サービス促進事業

〔補助単価限度額〕(単位：万円)

イ	200
ロ	325
ハ	262

イを原則とする。ただし、平成 11 年度までの介護支援推進事業において、平成 13 年度にロ又はハの限度額が認められていた場合であって、介護コーディネーターの変更がない場合に限り、限度額を経続する。

4 育児サービス促進事業

〔補助単価限度額〕(単位：万円)

200

5 地域高齢者社会参加促進事業

〔補助単価限度額〕(単位：万円)

106

6 定着促進等奨励事業

〔補助単価限度額〕(単位：万円)

定着促進奨励金	300
ワークプラザ奨励金	2,000

7 高齢者生活援助サービス事業

〔補助単価限度額〕(単位：万円)

200

シルバー人材センター事業における市町村合併に係る取扱いについて

(厚生労働省職業安定局高齢障害者雇用対策部事務連絡 各都道府県労働局職業安定部長あて
平成 14 年 12 月 5 日 高齢障害者雇用対策課長補佐発)

標記につきましては、平成 14 年 10 月 1 日現在、全国で 129 の法定協議会及び 153 の任意協議会が設置されるなど、合併へ向けての取組は急速な進展を見せているところであり、これに伴い、シルバー人材センター連合の活動拠点についても、相当数の団体が統合されていくことが見込まれます。

シルバー人材センター事業を所管する当課といたしましても、このような国を挙げての取組を支援することとしており、市町村合併に伴い国庫補助団体が統合した場合の激変緩和措置を講ずる内容とした支援策を「市町村合併支援プラン」(平成 13 年 8 月 30 日市町村合併支援本部決定)に盛り込んだところであります(別紙)。

また、国庫補助団体と現在国庫補助を受けていない団体の統合につきましては、高齢法第 46 条に基づくシルバ - 人材センターの指定が 1 つの市町村の区域を単位に 1 個の団体を指定することを従来原則としていることから、引き続き 1 つのシルバー人材センター連合の活動拠点として取り扱うこととなりますが、統合後においては、会員数や

就業延べ日数が合算されることとなり、国庫補助限度額が上がるなどの効果も考えられます。

このような状況を踏まえ、今後、市町村合併が検討されている区域(特に法定協議会又は任意協議会が設置され合併が予定されている区域)につきましては、シルバー人材センター連合が管轄地方公共団体と連携を密にし、統合後の事業運営体制に係る将来像を十分に見据え、計画的な検討を行う必要があるため、貴局におかれましては、国として市町村合併を推進する観点から、管内における合併協議会等の設置状況を常に把握し、円滑な統合に向けた発展的な検討がなされるよう、シルバー人材センター連合に対して助言を行っていただきますよう、特段の御配意をお願い致します。

なお、今後の国庫補助団体の選定の方針といたしましては、市町村合併が予定されている区域内において 2 箇所以上の国庫補助団体を選定することは、1 市町村 1 団体の原則から乖離し、予算の効率的執行の観点からも優先度が低く、結果として極めて困難であるので、念のため申し添えます。

(別紙)市町村合併プラン(抄)(抜粋)

<第 1 ~ 第 3 (3) イ略>

ウ 高齢者の社会参加の促進

高齢者の積極的な社会参加の促進を図り、高齢者が生きがいを持って、快適に生活できる環境を整える。

【施策】

○シルバー人材センター支援

市町村合併に伴うシルバー人材センターに係る国庫補助に対して激変緩和措置を講ずる。

<以下 略>

社団法人島根県シルバー人材センター連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人島根県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）という。

(事務所)

第2条 連合会は、主たる事務所を島根県松江市母衣町 55 番地 4 に置く。

2 連合会は、従たる事務所を次の各号に掲げる場所に置く。

- (1) 島根県松江市中原町 8 番地
- (2) 島根県出雲市今市町北本町 2 丁目 1 番地 6
- (3) 島根県益田市高津町イ 2561 番地 1
- (4) 島根県浜田市殿町 83 番地 122
- (5) 島根県簸川郡斐川町大字学頭 826 番地 2
- (6) 島根県江津市江津町 1110 番地 17
- (7) 島根県簸川郡大社町杵築南 1388 番地 9

(目 的)

第3条 連合会は、県下において定年退職等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的就業かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係るものの機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助するとともに、この活動の健全な発展を促進し、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 臨時的就業かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- 2 臨時的就業かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、無料の職業紹介の事業を行うこと。
- 3 高年齢者に対し、臨時的就業かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした研修及び講習を行うこと。
- 4 前3号に掲げるもののほか、雇用就業を通じて高年齢者の生きがいの充実及び、社会参加の促進を図るために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

（会員の種類）

第5条 連合会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条の指定を受けた法人及び連合会の目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者をその会員とする民法第34条の法人又は法人格なき社団であってその理事会の承認を得たものとする。

1)原則として60歳以上の健康な者であること。

2)臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって生きがいの充実や社会参加を希望するものであること。

3 賛助会員は、連合会の目的に賛同し、事業に協力する個人、企業・団体等で理事会の承認を得たものとする。

（入 会）

第6条 会員として入会しようとする団体等は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員は、入会と同時に、その代表者1名を届け出なければならない。

（会 費）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退 会）

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 正会員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は賛助会員が第1号に該当するときは、退会したものと見なす。

1)解散又は死亡したとき。

2)正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき。

（除 名）

第9条 会員が連合会の名誉を棄損し、又は定款に反するような行為を行ったときは、総会において、正会員の4分の3以上の議決により、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、その旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員

（役員の種別及び選任）

第11条 連合会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 1名
 - 3) 常務理事 1名
 - 4) 理事（会長、副会長及び常務理事を含む。）7名以上12名以内
 - 5) 監事 2名
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 会長、副会長及び常務理事は、理事会において理事の中から互選し、総会に報告する。
- 5 理事及び監事の選出方法は、理事会において別に定める。

（役員の職務）

第12条 会長は、連合会を代表し、業務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、常務を処理し、事務局長を兼ねることができる。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（役員の任期）

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は前任または現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなくてはならない。

（役員の報酬）

第14条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（役員の解任）

第15条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席構成員の4分の3以上の同意を得てその役員を解任することができる。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき。
 - 2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、その旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

第4章 顧問

(顧問)

第16条 連合会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第5章 会議

(種類)

第17条 連合会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、連合会の運営に関する重要な事項を決定する。

- 2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を決定する。
 - 1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
 - 2) 総会に付議すべき事項
 - 3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 3 理事会に部会を置くことができる。
- 4 部会は、第1項に掲げる事項のうち、会長が指定する事項を協議し、この結果を理事会に報告する。

(開催)

第20条 通常総会は、毎年2回開催する。(通常総会は毎年3月および年度終了後3ヶ月以内に開催する。)

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めたとき。
 - 2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
 - 3) 監事が民法第59条第4号の規定に基づいて招集するとき。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した請求があったとき開催する。

(招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号又は第2号の場合には、理事会の議決のあった日又は請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときには、その構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第 22 条 総会の議長は、その総会において出席構成員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第 23 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議 決）

第 24 条 会議は、この定款に別に規定するもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

2 構成員は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし代理人は、その代理権を証する書面を連合会に提出するものとする。

（書面表決等）

第 25 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

（議事録）

第 26 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 会議の日時及び場所

2) 構成員の現在数

3) 会議に出席した構成員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

4) 審議事項及び議決事項

5) 議事の経過及び結果並びに発言者の発言要旨

6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した構成員の中から選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 事務局

（事務局）

第 27 条 連合会に事務局を置き、事務局は、理事会のもとで事務を処理する。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、別に定めるところにより、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 7 章 資産及び事業計画等

（資産の構成）

第 28 条 連合会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初に寄附された財産目録記載の財産
- 2) 会費
- 3) 補助金
- 4) 寄付金品
- 5) 資産から生じる収入
- 6) 事業に伴う収入
- 7) その他の収入

（資産の管理）

第 29 条 連合会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

（経費の支弁）

第 30 条 連合会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業年度）

第 31 条 連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 32 条 連合会の事業計画及び収支予算は、会計年度の開始前に総会の議決を経て定め、島根県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは総会の議決を経るまでの間は、前事業年度の予算に準じて執行することができる。
- 3 前項の規定により予算を執行した場合における収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予算の変更）

第 33 条 緊急に予算の変更の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。

ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。

（事業報告及び決算）

第 34 条 連合会の事業報告及び収支決算は、年度終了後 3 ヶ月以内にその事業報告書、収支計算書、貸借対照表、年度末財産目録等として作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、総会の承認を得た事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に島根県知事に報告しなければならない。



第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 35 条 この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、島根県知事の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第 36 条 連合会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 解散後の残余財産は、総会の議決を経、かつ、島根県知事の許可を得て、地方公共団体又は連合会と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

（委 任）

第 37 条 この定款の執行について、必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、島根県知事の許可のあった日（平成 10 年 9 月 16 日）から施行する。
- 2 連合会の設立当初の役員は、第 11 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の定期総会の開催日までとする。
- 3 連合会設立当初の会員は別紙名簿のとおりとする。
- 4 連合会の設立当初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 11 年 3 月 31 日までとする。
- 5 連合会の設立当初の事業計画及び予算は、第 32 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款の変更は、島根県知事の認可のあった日（平成 12 年 5 月 22 日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、島根県知事の認可のあった日（平成 14 年 6 月 20 日）から施行する。

< 設立当初の役員名簿、設立当初の会員名簿 略 >

社団法人島根県シルバー人材センター連合会会費規程

（目的）

第1条 この規程は社団法人島根県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）定款条7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

（会費の額等）

第2条 会員が一会計年度に納入すべき会費の額等は、別表に定めるところによる。

（納入期日）

第3条 会費は毎年1回6月末までに納入するものとする。

ただし、会費を6月と12月に分納することができる。

2 会員が、年度途中で加入した場合には、加入後2カ月以内に会費を納入するものとする。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規程は、シルバー連合設立許可のあった日から施行する。

別表（社）島根県シルバー人材センター連合会会費

種 別	区 分	会 費 の 額
正 会 員	国庫補助金 対象団体	A ランク 180,000
		B ランク 150,000
		C ランク 120,000
		D ランク 80,000
	国庫補助対象外団体	20,000
賛 助 会 員	市町村その他の団体等	1 口 10,000 ただし、下記注 3 の口数を基準 とする額

注 1 正会員中 ABCD のランクは、毎年度国がシルバー人材センターについて定める補助ランクと同じとする。

2 正会員が年度の途中で加入した場合の会費の額は、次のとおりとする。

(1) 国庫補助の対象となった団体

ア 国庫補助対象開始月が当該年度の 9 月以前 全額

イ 国庫補助対象開始月が当該年度の 10 月以降 1/2 の額

(2) 国庫補助の対象外の団体

上記の表に定める額を 12 で除し、当該年度の加入月数を乗じた額

3 賛助会員の会費口数は、以下の基準とする。

種 別	類 別	口 数	備 考
市	国庫補助対象シルバー設置	2 口	
	そ の 他	1 口	
町・村	国庫補助対象シルバー設置	2 口	
	そ の 他	1 口	
その他	法 人	1 口以上	
	団 体		
	個 人		

社団法人島根県シルバー人材センター連合会

正会員加入申込書

社団法人島根県シルバー人材センター連合会

会 長

殿

社団法人島根県シルバー人材センター連合会の正会員として
加入いたしたく、ここに申し込みます。

平成 年 月 日

団体名

代表者

印

団 体 名

所 在 地

電 話
FAX

代 表 者

正 会 員 費
会 費

年会費

円

事 務 局

電 話
FAX

備 考



社団法人島根県シルバー人材センター連合会

賛助会員加入申込書

社団法人島根県シルバー人材センター連合会

会 長 殿

社団法人島根県シルバー人材センター連合会の賛助会員として
加入いたしたく、ここに申し込みます。

平成 年 月 日

団体名

代表者

印

団 体 名	
所 在 地	電 話 FAX
代 表 者	
賛助会費	年会費 口 円
事 務 局	電 話 FAX
備 考	

(社) 島根県シルバー人材センター連合会

〒 690 - 0886 島根県松江市母衣町 55 番地 4

松江商工会議所ビル 5 F

TEL : (0852) 28 - 1171 FAX : (0852) 28 - 1173

E-mail : shimane-ren@sjc.ne.jp